

●香川県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年6月15日から同月29日まで一般の縦覧に供する。

令和3年6月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定する道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類及び路線名	区 域
一般県道（254号）本町小瀬土庄港線	小豆郡土庄町字廻り池甲1171番3地先から 小豆郡土庄町字井ノ奥甲730番5地先まで

2 指定を解除する道路の種類及び路線名並びに占用の制限を解除する区域

道路の種類及び路線名	区 域
一般国道436号	小豆郡土庄町字廻り池甲1173番6地先から 小豆郡土庄町字井ノ奥甲737番4地先まで

3 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

4 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

5 占用の制限の開始の期日 令和3年7月1日